◇第5章◇ 計画の推進と評価

第1節 推進体制の整備

本計画の実現にあたっては、行政の個々の事業内容だけでは実現できません。行政はもちろんですが、市民や関係団体・機関、企業などが常に意識を共有し、それぞれの役割をもって、みんなが力を合わせて協働して推進していく必要があります。

そのため、以下のように推進体制を整備し、計画の実現に取り組みます。

(1)地域における推進体制

市民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つことはもちろん、市外の人であっても就業やボランティア活動等で笠間市に関わりのある人を幅広く"笠間市民"として捉え、社会全体で子どもの健やかな成長を暖かく応援する取り組みを推進していきます。

◆行政の役割◆

次世代育成支援対策の取り組み状況について、市民に周知・啓発に努めるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

◆地域の役割◆

子どもの見守りを行うとともに子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

◆家庭の役割◆

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格を もった人間として尊重し、しつけ、子育てを男女が協働して行います。

(2) 庁内における推進体制

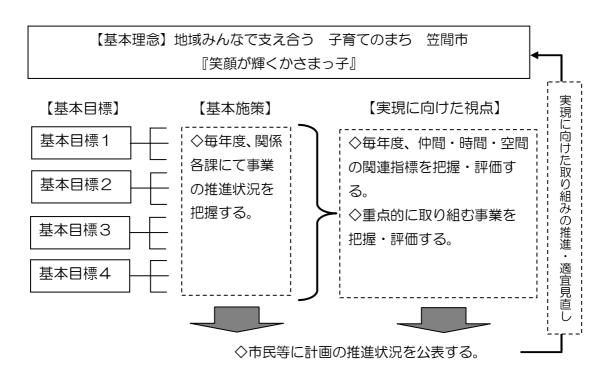
次世代育成支援施策を総合的に推進し、少子化対策に横断的に取り組むため、「少子化対策推進本部(推進本部・幹事会・ワーキンググループ)」を中心に、庁内各部門の連携体制を確保し、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、計画の進行管理を行っていきます。

(3)計画の進行管理・評価

庁内の「少子化対策推進本部」により、毎年度『第4章 計画の事業内容』に記述する「事業の内容」の進捗状況について把握し、進行管理を行っていきます。また、学識経験者や医療機関代表者、保育所(園)・幼稚園関係者、各種関係団体代表、市民公募者等からなる、「笠間市次世代育成支援対策地域協議会」を開催し、社会情勢等を考慮した上で計画の確認・評価を行い併せて市民に公表していきます。

計画全体を評価していくにあたっては、『第3章 計画の将来像と実現に向けた視点』に掲げる仲間・時間・空間の取り組みに示す「関連指標」について確認・点検を行い、計画全体の評価を行っていきます。なお、アンケートに基づく指標については、計画の見直し時に評価を行っていきます。

また、第3章 第2節に掲げる「重点的に取り組む事業」の7つの事業についても、毎年度、達成状況を把握し評価していきます。



※第3章 第2節に示す関連指標及び重点的に取り組む事業を把握し進行管理する中で、計画全体の評価を行っていくこととします。

第2節 保育サービス目標量の設定

アンケート調査及び本市の現状を勘案し保育サービスの目標値を以下のとおり設定します。

内容		現状	サービス目標量	
		21年度	26年度	29年度
平日昼間の保育サービス(定員)		(939人)		
S	認可保育所	392人	459人	487人
扇	保育5サービス	469人		
3歳未満児	うち 家庭的保育事業		0人	14人
	認可保育所	634人	600人	594人
	保育5サービス	743人		
3歳以上児	うち 家庭的保育事業		0人	4人
 	保育6サービス	887人		
	うち認可保育所+家庭的保育 + 幼稚園の預かり保育		898人	982人
	特定保育事業		_	_
夜間帯の保育サービス(延長、夜間、早朝帯)				
延長保育事業		9 か所	9 か所	9 か所
夜間保育事業		_		
トワイライトステイ事業		_	_	_
休日保育事業		_	1 か所	2 か所
病児・病後児保育事業 (病後児、体調不良児対応)		2 か 所	2 か所	3 か所
放課後児童健全育成事業				
放課後学童クラブ(1~3年生)		15か所	15か所	15か 所
放課後子ども教室		3 か所	3 か所	3 か所
一時	預かり事業(認可保育所)	9 か所	9 か所	9 か所
地域子育て支援拠点事業				
ひろば型		2 か所	2 か 所	
センター型		1 か所	1 か 所	4 か所
児童館型		_	1 か所	
ファミリー・サポート・センター事業		_	1 か所	1 か所
ショ	ショートステイ事業(市外委託)		2 か所	2 か所

^(※1)保育5サービス:認可保育所、家庭的保育(保育ママ)、事業所内保育、認証・認定保育施設、その他保育施設。

^(※2) 保育6サービス:保育5サービスに「幼稚園の預かり保育」を加えたもの。